

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進①

医療機関で後発医薬品を積極的に使用する体制評価の見直し

- 医療機関でも後発医薬品の使用割合に応じた段階的な評価を導入する。

後発医薬品使用体制加算 30点（採用品目割合：20%）

- 後発医薬品使用体制加算1 35点（採用品目割合：30%以上）
後発医薬品使用体制加算2 28点（採用品目割合：20%以上）

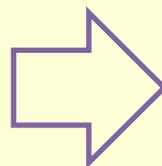
一般名処方（改定後）の推進

- 薬局での後発医薬品の調剤を行いやすくするため、医師が後発品のある医薬品について、一般名処方を行った場合の加算を新設する。

（新） 一般名処方加算 2点（処方せん交付1回）

銘柄名処方（現行）

原則、当該銘柄を用いて調剤



一般名処方（改定後）

有効成分が同一であれば、
どの後発医薬品も調剤可能

[算定要件]

後発品のある医薬品について、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載（一般名処方）により処方せんを交付した場合、処方せんの交付1回につき2点を加算する。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進②

処方せん様式の変更

- ▶ 諸外国の例にならい、個々の処方薬※ごとに、後発医薬品への変更の可否を明示するよう処方せん様式を見直す。

※ これまでは、処方薬全体で変更の可否を明示。

【現行】

【新たな処方せんの様式】

交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの 使用期間	平成 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
処 方				
備 考				
	後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更がすべて不可の場合、以下に署名又は記名・押印			
				保険医署名
調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号		



交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの 使用期間	平成 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
処 方	変更不可	個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が差し支えがあると判断した場合は、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。		
備 考				
	「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。			
				保険医署名
調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号		

新規の特定診療報酬算定医療機器の定義等について(歯科関連)

特定診療報酬算定医療機器の定義等について(歯科関連)

歯科用3次元エックス線断層撮影

定 義			対応する診療報酬項目		
薬事法承認上の位置付け			その他の条件		
区分	類 別	一般的名称			
歯科 CT撮 影装置	機械器具(9)医療用 エックス線装置及び医 療用エックス線装置用 エックス線管	部位限定X線CT診断装置 アーム型X線CT診断装置	断層撮影が可能なもの	E100	歯、歯周組織、顎骨、 口腔軟組織 3 歯科用3次元 エックス線断 層撮影

特定診療報酬算定医療機器の定義等について(歯科関連)

広範囲顎骨支持型補綴

定 義			対応する診療報酬項目	
薬事法承認上の位置付け		その他の条件		
区分	類 別		一般的名称	
広範囲顎骨支持型補綴用金属Ⅰ	歯科材料(1) 歯科用金属	歯科メタルセラミック修復用貴金属材料 歯科メタルセラミック修復用金属材料	金又は白金族元素が35%以上若しくは金及び白金族元素の合計が35%以上を含有するもの、若しくは歯科メタルセラミック修復に用いる金属材料で、貴金属材料であること	M025-2 広範囲顎骨支持型補綴
広範囲顎骨支持型補綴用金属Ⅱ	歯科材料(1) 歯科用金属	歯科鑄造用金合金 歯科鑄造用低カラット金合金	金が65%以上で、金及び白金族の合計が75%以上を含有する鑄造用合金であるもの、又は金及び白金族の合計が25%以上、75%未満を含有する鑄造用金銀パラジウム合金若しくは鑄造用14カラット金合金以外のもの	M025-2 広範囲顎骨支持型補綴
広範囲顎骨支持型補綴用金属Ⅲ	歯科材料(1) 歯科用金属	歯科鑄造用チタン合金 歯科非鑄造用チタン合金	純チタン又はチタンを主成分とする合金であるもの	M025-2 広範囲顎骨支持型補綴
広範囲顎骨支持型補綴用金属Ⅳ	歯科材料(1) 歯科用金属	歯科非鑄造用コバルト・クロム合金 歯科メタルセラミック修復用金属材料	非鑄造用のコバルトクロム合金であること	M025-2 広範囲顎骨支持型補綴

特定診療報酬算定医療機器の定義等について(歯科関連)

広範囲顎骨支持型補綴

定 義				対応する診療報酬項目	
薬事法承認上の位置付け			その他の条件		
区分	類 別	一般的名称			
広範囲顎骨支持型補綴用陶材	歯科材料（２） 歯冠材料	歯科メタルセラミック修復用陶材 歯科セラミックス用着色材料	歯科メタルセラミック修復物を作製するための陶材であり、金属製の歯冠上に築盛し、焼成するもの、又は色調調製に用いるもの	M025-2	広範囲顎骨支持型補綴
広範囲顎骨支持型補綴用ろう材	歯科材料（１） 歯科用金属	歯科用金ろう	金30%以上で、金及び白金族の合計が35%以上を含有する硬ろう付材料で上部構造体の接合に使用可能なもの	M025-2	広範囲顎骨支持型補綴
広範囲顎骨支持型補綴用硬質レジン	歯科材料（２） 歯冠材料	歯冠用硬質レジン	メタクリル系モノマー、メタクリル系ポリマー、無機質フィラー若しくは複合フィラーのいずれか１種類以上を含む粉末、液又はペーストから成り、各種の重合法によって上部構造体の補修に用いられるもの（アクリル系歯冠用レジンよりも硬質のもの）	M025-2	広範囲顎骨支持型補綴

特定保険医療材料の定義等について(歯科関連)

インプラント体

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「歯科用骨内インプラント材」、「歯科用インプラントシステム」又は「歯科用インプラントフィクスチャ」であること。
- ② 顎骨内に埋植する人工歯根の土台部として用いられる材料であること。
- ③ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術に用いるものであること。

(2) 機能区分の考え方

構造及び使用方法により、標準型(Ⅰ)、標準型(Ⅱ)、標準型(Ⅲ)及び特殊型の合計4区分に区分する。

区分	定義
①標準型(Ⅰ)	次のいずれにも該当すること。 ア 上顎及び下顎に使用可能な人工歯根の土台部として用いられる材料であること。 イ ②及び③に該当しないものであること。
②標準型(Ⅱ)	次のいずれにも該当すること。 ア 上顎及び下顎に使用可能な人工歯根の土台部として用いられる材料であること。 イ 骨との親和性を高めるため、インプラント体表面に陽極酸化処理が施されているものであること(カバースクリューがセットのものも含む。)
③標準型(Ⅲ)	次のいずれにも該当すること。 ア 上顎及び下顎に使用可能な人工歯根の土台部として用いられる材料であること。 イ アバットメントとの固定性を高めるため、内溝が6度以下の有角構造となっているものであること ウ ②に該当しないこと。
④特殊型	次のいずれにも該当すること。 ア 広範囲にわたる上顎欠損患者に対し、連結を行う際に用いられる、頬骨に達する支台用の人工歯根の土台部として用いられる材料であること(カバースクリューがセットのものも含む。) イ 骨との親和性を高めるため、インプラント体表面に陽極酸化処理が施されているものであること(カバースクリューがセットのものも含む。)

特定保険医療材料の定義等について(歯科関連)

暫間装着体

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「歯科用骨内インプラント材」、「歯科用インプラントシステム」、「歯科用インプラントアバットメント」、「歯科用インプラントフィクスチャ」又は「歯科インプラント用上部構造材」であること。
- ② インプラント体又はアバットメントに暫間的に装着するヒーリングアバットメント又はキャップであること。
- ③ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術に用いるものであること。

(2) 機能区分の考え方

構造及び使用方法により、暫間装着体(Ⅰ)、暫間装着体(Ⅱ)、暫間装着体(Ⅲ)及び暫間装着体(Ⅳ)の合計4区分に区分する。

区分	定 義
①暫間装着体(Ⅰ)	次のいずれにも該当すること。 ア インプラント体又はアバットメントの内部を保護することを目的として暫間的に使用されるヒーリングアバットメントであること。 イ ②、③及び④に該当しないこと。
②暫間装着体(Ⅱ)	次のいずれにも該当すること。 ア インプラント体又はアバットメントの内部を保護することを目的として暫間的に使用されるヒーリングアバットメントであること。 イ 歯肉に埋没されるヒーリングアバットメントであること。 ウ スクリュー形状のものであること。
③暫間装着体(Ⅲ)	次のいずれにも該当すること。 ア インプラント体又はアバットメントの内部を保護することを目的として暫間的に使用されるヒーリングアバットメントであること。 イ キャップ形状のものであること。 ウ ④に該当しないものであること。
④暫間装着体(Ⅳ)	次のいずれにも該当すること。 ア インプラント体又はアバットメントの内部を保護することを目的として暫間的に使用されるヒーリングアバットメントであること。 イ ポリブチレンテレフタレートでできたヒーリングキャップであること。

特定保険医療材料の定義等について(歯科関連)

スクリュー

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「歯科インプラントシステム」であること。
- (2) アバットメントを固定することを目的としたスクリューであること。
- (3) 広範囲顎骨支持型装置埋入手術に用いるものであること。

シリンダー

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料(2)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科インプラント用上部構造材」であること。
- (2) アバットメント上に補綴物を構築するための鑄接用の内冠であること。
- (3) 広範囲顎骨支持型装置埋入手術に用いるものであること。

特定保険医療材料の定義等について(歯科関連)

アバットメント

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「歯科用骨内インプラント材」、「歯科用インプラントシステム」、「歯科用インプラントアバットメント」又は「歯科用インプラントフィクスチャ」であること。
- ② 顎骨内に埋植したインプラント体と、上部構造体を繋ぐ連結部分であること。
- ③ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術に用いるものであること。

(2) 機能区分の考え方

構造及び使用方法により、アバットメント(Ⅰ)、アバットメント(Ⅱ)、アバットメント(Ⅲ)及びアバットメント(Ⅳ)の合計4区分に区分する。

区分	定	義
①アバットメント(Ⅰ)	次のいずれにも該当すること。 ア 上顎及び下顎に使用可能なインプラント体と上部構造体を繋ぐための連結部として用いられる材料であること。 イ ②及び④に該当しないこと。	
②アバットメント(Ⅱ)	次のいずれにも該当すること。 ア 上顎及び下顎に使用可能なインプラント体と上部構造体を繋ぐための連結部として用いられる材料であること。 イ インプラント体との固定力を高めるため、インプラント体との接続部が6度以下の有角構造になっているものであること。 ウ ④に該当しないものであること。	
③アバットメント(Ⅲ)	次のいずれにも該当すること。 ア 上顎の両端部にのみ使用可能なインプラント体と上部構造体を繋ぐための連結部として用いられる材料であること。 イ インプラント体(特殊型)と併用されるものであること。	
④アバットメント(Ⅳ)	上顎及び下顎における、インプラント体とオーバーデンチャーを繋ぐための連結部として用いられる材料であること。	

特定保険医療材料の定義等について(歯科関連)

アタッチメント

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「歯科用インプラントアバットメント」、「歯科用精密バーアタッチメント」又は「歯科インプラント用上部構造材」であること。
- ② 広範囲顎骨支持型装置埋入手術に用いるものであること。

(2) 機能区分の考え方

構造及び使用方法により、アタッチメント(Ⅰ)、アタッチメント(Ⅱ)及びアタッチメント(Ⅲ)の合計3区分に区分する。

区分	定	義
①アタ チメント (Ⅰ)	次のいずれにも該当すること。 ア 上部構造体とアバットメント接合部に用いるアバットメントのキャップ、若しくは、それに係る材料のセット品であること。 イ ②及び③に該当しないこと。	
②アタ チメント (Ⅱ)	次のいずれにも該当すること。 ア 上部構造体とアバットメント接合部に用いるアバットメントのキャップ、若しくは、それに係る材料のセット品であること。 イ アバットメントとの固定力を高めるため、内溝が6度以下の有角構造になっているものであること。 ウ ③に該当しないものであること。	
③アタ チメント (Ⅲ)	アタッチメントの交換材料であること。	